



豊監公表第6号

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき令和2年（2020年）9月30日から同年12月25日までに実施した定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年（2021年）3月2日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	酒 井 哲 也
同	藤 田 浩 史

令和2年度（2020年度）
定期監査結果報告書
（10月、11月、12月実施分）

豊中市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の期間	1
3	監査の対象部局	1
4	監査の着眼点	2
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	2
(1)	総務部	3
(2)	健康医療部	6
(3)	財務部	8
(4)	教育委員会	9
(5)	教育委員会（小中学校）	11
(6)	都市経営部	12
(7)	こども未来部	13
(8)	こども未来部（こども園）	14

※令和2年（2020年）10月、11月、12月に実施した定期監査の結果についてとりまとめたものです。

1 監査の種類

豊中市監査基準に関する規程第4条第1項第1号の財務監査及び同項第2号の行政監査

2 監査の期間

令和2年(2020年) 9月30日(水)から12月25日(金)まで

3 監査の対象部局

対象部局	重点対象課	監査委員監査実施日
総務部	人事課、職員課	10月30日
健康医療部	保険資格課、保険収納課	10月30日
財務部	税務管理課	11月27日
教育委員会	教職員課、教育センター	11月27日
教育委員会 (小中学校)	大池小学校、熊野田小学校、豊南小学校、 庄内小学校、千成小学校、泉丘小学校(*)、 第四中学校、第十二中学校	11月27日
都市経営部	創造改革課	12月25日
こども未来部	こども事業課	12月25日
こども未来部 (こども園)	服部こども園、本町こども園、のぼたけこども園、 豊南西こども園、栄町こども園	12月25日

(*) 臨時休校のため書面監査を実施

4 監査の着眼点

監査対象部局の所掌事務のうち、令和2年度（2020年度）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査を実施した。なお、当該年度の監査を実施する上で、必要性が生じた場合には、令和元年度（2019年度）以前についても対象とした。

5 監査の実施内容

監査は、豊中市監査基準に関する規程に準拠し実施した。

部長等関係職員から事務の執行状況について説明を受けるとともに、書類の閲覧、質問を行うなど、監査委員による監査を実施した。監査委員による監査に先立ち、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類、帳票等の通査や照合、実査などを行い、関係職員から説明を聴取するなど、事務局職員による予備監査を実施した。

6 監査の結果

監査の結果、次項以下に記載のとおり、是正又は改善を求めるものとして「イ. 指摘事項」、改善に向けて取り組まれるよう求めるものとして「ロ. 要望事項」、そのほか指摘・要望事項には至らないが、全部局に関連する内容として事務処理上留意すべき事項については「ハ. 留意事項」として決定した。

なお、「イ. 指摘事項」、「ロ. 要望事項」については、措置状況等の報告を求めるものである。

「ハ. 留意事項」については、その都度口頭で改善を求めたところである。

今回の監査結果も踏まえ、全ての部署において、法令等を遵守した事務執行がなされているか、改めて確認する等適正な事務の執行に努められたい。

(1) 総務部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆豊中市職員の転居を伴う派遣に関する助成金取扱要綱等の制定について（人事課）

「豊中市職員の転居を伴う派遣に関する助成金取扱要綱」に基づき派遣職員に助成金が支給されているが、住居手当など給与に相当すると思われるものが含まれているため、地方自治法第204条の2及び地方公務員法第24条の規定に照らし、経費支給のあり方について整理されたい。

また、豊中市事務決裁規程第9条第4号又は第17号の規定により市長の決裁を受けて制定すべき「民間企業との人材交流（交流派遣研修）の実施に関する要綱」及び「豊中市職員の転居を伴う派遣に関する助成金取扱要綱」が同規程第11条第1項第2号の規定を適用して部長専決で制定されていた。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

◆豊中市事務決裁規程について（行政総務課）

今回の総務部、都市経営部、こども未来部の定期監査において、補助金等交付の支出根拠となる等の要綱の制定に係る決裁について、豊中市事務決裁規程第11条第1項第2号の規定を適用して部長専決で制定されているものが見受けられた。同規程において、要綱の制定等に関しては、第9条第4号（市長の決裁事項）に「条例、規則その他重要な諸法規の制定及び改廃に関すること。」を規定し、同規定に準ずる事項も同条第17号により市長の決裁事項としている。また第12条（部長の個別専決事項）、第11条（部長の共通専決事項）及び別表には、今回指摘した要綱の制定について部長の専決事項とする旨の規定は見受けられない。一方で、要綱の重要度等に応じて部長等の専決権者を定めること自体の合理性が否定されるものではなく、第9条第4号の規定内容からも、一定の専決事項を認める意図がうかがい得るところである。本来、市長の権限に属する特定の事務処理について、所管の職員に専決させる場合は、事務決裁規程等で明確化する必要があり、今後、要綱制定等に係る事務決裁規程の規定整備を図られたい。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆職員数について（人事課）

職員数については、非効率組織・業務の見直し、職員の生産性向上、ICT・外部活力・会計年度任用職員の活用等を図りつつ、業務量に応じた適正な人員配置に努められているところと理解しており、今後とも、コロナ感染症対策等市民サービスの向上や働き方改革の推進、職員の育児参画といった今日的な社会的課題にも十分留意し、継続的な取組に努められたい。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

◆給与について（職員課）

職員給与については地方公務員法の趣旨を逸脱するような場合を除き、国家公務員に準拠していないことをもって直ちに違法性等の議論となるものではないが、本市給料表の構造面において、級の構成や適用水準等で国と異なる部分もみられるところであり、市の経営戦略方針等に照らし、合理性の精査や平均給与水準への影響等について、さらなる具体的分析の上、対応すべき事項の有無の確認を行うなど引き続き取組に努められたい。

また、特殊勤務手当については、概ね適正な運用と考えられるが、水道事業における検針業務や市税等徴収に係る公官庁で行う一部業務等が、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務」との定義に沿った業務内容であるのか、さらなる精査に努められたい。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

- ・「支出負担行為伺兼決定書5年」簿冊において、決裁年月日欄に日付が記載されていないものがあった。（人事課）

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

- ・「備品台帳10年」簿冊において、返納備品報告書に出納員の押印漏れがあった。（人事課）
- ・備品台帳に記載されている備品について試査を行ったところ、コンポ・デッキが廃棄されているのにその手続が行われていなかった。（職員課）

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「民間企業との人材交流（交流派遣研修）の実施に関する要綱」及び「豊中市職員の転居を伴う派遣に関する助成金取扱要綱」が市ホームページで公表されていなかった。（人事課）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・「通勤届5年」簿冊において、通勤届に所属長の押印漏れがあった。（職員課）

(2) 健康医療部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・「減免非該当綴（介護）3年」簿冊において、起案文書に添付されている介護保険料減免不承認通知書の日付欄に日付が記載されていないものがあった。（保険資格課）
- ・「調定決議書5年」簿冊において、調定決議書及び通知書の決裁日が起案日より前の日付になっているものがあった。（保険収納課）
- ・「納付誓約書綴3年」簿冊において、未納の保険料債務の承認及び納付確約書の氏名は加入者名で記載されるべきところであるが、同一世帯員名で記載されていた。（保険収納課）

②支出事務に関する事項

- ・「支出負担行為伺兼決定書5年」簿冊において、決裁日欄に日付が記載されていないものがあった。（保険資格課）

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

- ・カード式乗車券貸与簿において、前年度からの繰越金額に誤りがあった。（保険資格課）

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「資格取得届（国保）3年」簿冊及び「資格喪失届（国保）3年」簿冊において、受付印が押印されていないものがあった。（保険資格課）
- ・「国民健康保険短期証3年」簿冊において、起案文書の施行日欄の日付と施行文書控えの日付が異なっているものがあった。（保険収納課）
- ・「契約書5年」簿冊において、起案文書に添付されている料金受取人払承認請求書の日付欄に日付が記載されていないものがあった。（保険収納課）
- ・「交付要求決議書綴永年」簿冊において、交付要求決議書兼交付要求通知決議書の発送・送達欄に日付が記載されていないものがあった。（保険収納課）

- ・「執行停止決議書綴3年」簿冊において、滞納処分の停止決議書に添付されている未納明細書に、決裁には影響しないが、本人の明細書以外に誤って他人の明細書が添付されていた。(保険収納課)

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

- ・臨時職員の時間外勤務命令簿において、システム入力チェック欄のチェック漏れがあった。(保険資格課)

(3) 財務部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆行政処分に関わる通知書への教示文記載について（税務管理課）

「市・府民税（特別徴収）納期の特例5年」簿冊において、納期の特例の承認申請に対する却下通知書に、行政不服審査法第82条の規定による不服申立てをすべき行政庁等の教示がなされていないかった。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「各種税証明交付請求書控3年」簿冊において、納税証明書交付請求書の証明書の使用目的を記載する欄に、記載のあるものとなないものが混在していた。（税務管理課）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(4) 教育委員会

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆委託契約における暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取について（教育センター）

豊中市立小・中学校タブレット端末及びICTネットワーク保守業務に係る委託契約（契約金額 513,625,200 円）及び豊中市立小・中学校ICTネットワーク整備業務に係る委託契約（契約金額 298,259,280 円）において、暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取がされていなかった。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

◆豊中市立小中学校府費負担教職員の給与決定事務について（教職員課）

小中学校府費負担教職員の給与の決定については、「府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（大阪府条例）」等により、平成24年度の教職員人事権の移譲以降、本市教育委員会が処理することとなっている。扶養手当、通勤手当、住居手当の決定等の事務については、それ以前から各小中学校長において専決処理されているが、各小中学校長において専決できる規定が整備されていなかった。

また、こうしたことを踏まえ平成24年度教職員人事権移譲後の関係事務処理の実施に係る諸規程についても、改めて点検を実施されたい。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

- ・「支出負担行為伺兼決定書5年」簿冊において、決裁年月日欄に日付が記載されていないものがあった。（教職員課）
- ・「支出負担行為伺及び決定書5年」簿冊において、総務担当課長の押印漏れ及び決裁年月日欄と負担行為日欄に日付が記載されていないものがあった。（教育センター）

③契約事務に関する事項

- ・旧あゆみ学園跡地3階清掃業務に係る「清掃・警備業務委託契約書」の第15条第3項の規定による業務責任者の届出がなされていなかった。（教職員課）
- ・随意契約ガイドラインに基づく市ホームページでの随意契約の契約概要の公表が行われていない随意契約があった。（教育センター）

④現金等管理事務に関する事項

- ・ 駐車場代金出納帳の残高に誤記があった。(教職員課)
- ・ ラガールカードをカードの不具合によりやむなく現金化した後、戻入せず受払簿を作成し、出張に係る交通費として使っていた。(教育センター)

⑤物品管理事務に関する事項

- ・ 「薬品台帳簿5年」簿冊において、各学校から持ち込まれた薬品について保管記録はあるものの、名称不明の薬品を含め保管量が増減した際の所属長の確認の有無が書面上明確ではなかった。(教育センター)
- ・ 備品台帳に記載されている備品について試査を行ったところ、テレビ台、カメラ及びテレビが廃棄されているのにその手続が行われていなかった。(教育センター)

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・ 「組合永年」簿冊において、公印を使用しているが施行文書と起案文書との契印のないものがあった。(教職員課)
- ・ 「運転日誌及び燃料受払簿1年」簿冊において、鉛筆で記載されている箇所があった。(教育センター)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(5) 教育委員会（小中学校）

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

- ・「保護者負担費支出決裁書」簿冊において、支出決裁書に添付された請求書に請求日が記載されていないものがあった。（大池小学校）
- ・「保護者負担費出納決裁書（2年）」簿冊において、支出決裁書に添付された請求書に請求日が記載されていないものがあった。（熊野田小学校）
- ・「支出命令書等」簿冊において、支出負担行為伺兼決定書の決裁年月日欄に日付が記載されていないものがあった。（豊南小学校）
- ・保護者負担費に係る収支関係簿冊において、支出決裁書に添付された請求書に請求日が記載されていないものがあった。（第四中学校）

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

- ・理科室薬品庫を確認したところ、不要となった処分予定の劇薬及び一般薬品が保管されており、教育センターへの早期の移管等が望まれる。（豊南小学校）
- ・薬品使用台帳において、使用内容の記載がされていなかった。また、使用者印の押印漏れがあった。（泉丘小学校）
- ・薬品使用台帳において、在庫薬品の在庫量は記載されているものの、在庫確認日の記載及び管理責任者印がなかった。（第十二中学校）

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(6) 都市経営部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆要綱制定に係る決裁について（創造改革課）

豊中市事務決裁規程第9条第4号又は第17号の規定により市長の決裁を受けて制定すべき「豊中市地域サポート応援事業実施要綱」が同規程第11条第1項第2号の規定を適用して部長専決で制定されていた。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・起案文書の施行日欄の日付と施行文書控えの日付が異なっているものがあった。
(創造改革課)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(7) こども未来部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆要綱制定に係る決裁について（こども事業課）

豊中市事務決裁規程第9条第4号又は第17号の規定により市長の決裁を受けて制定すべき「豊中市保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）補助金要綱」が、同規程第11条第1項第2号の規定を適用して部長専決で制定されていた。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(8) こども未来部（こども園）

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

- ・「指導食（実施負担金報告書）綴」簿冊において、指導食実費負担金の金額訂正がされていたが、訂正印が押されていなかった。（服部こども園）
- ・「地域グループ参加者領収書綴」簿冊において、調定決議書の決裁年月日欄に日付が記載されていないものがあった。（服部こども園）
- ・「調定決議書及び通知書」簿冊において、調定決議書に課長の押印漏れがあった。（本町こども園）

② 支出事務に関する事項

該当なし

③ 契約事務に関する事項

該当なし

④ 現金等管理事務に関する事項

- ・「公金取扱現金出納簿服部こども園」簿冊において、10月5日に調定決議書が作成されているが、出納簿にその分の記載が漏れていた。また、領収日の記載に誤りがあった。（服部こども園）
- ・「公金取扱現金出納簿」において、収支額内訳の金額が記載されていないものがあった。（本町こども園）
- ・出納簿に記載の金額に対応する領収書控えが見当たらなかった。（本町こども園）
- ・「公金取扱現金出納簿」において、収支金額内訳欄に金額が記載されていないものがあった。（栄町こども園）

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「消耗品納品書綴」簿冊において、納品確認日の記載がないものが散見された。（本町こども園）
- ・緊急一時保育明細の誤記があった。（本町こども園）
- ・「消耗品（納品書）」簿冊において、納品書の納品確認日の記載が鉛筆書きになっているものがあった。（豊南西こども園）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・「臨時会計年度職員時間外 2020」簿冊において、所属長の押印漏れがあった。
またシステム入力チェック欄のチェック漏れが散見された。(服部こども園)